

第4章

緑の将来像と基本施策

- 1 緑の将来像・・・・・・・・・・ 5 1
- 2 基本方針と基本施策・・・・・・・・ 5 4



1 緑の将来像

(1) 緑の将来像テーマ

東・西・北の三方を囲む山々、山裾のみかん畑、南に広がる三河湾、これらが織りなす自然景観は、県内有数の観光地でもある本市にとって非常に重要な資源となっています。こうした豊かな自然に囲まれるように市街地が形成され、中央公園をはじめとする公園や社寺境内林、幾筋もの河川の水辺などの身近な緑は、市民の暮らしにゆとりや潤いを与えています。

このような本市の特徴を踏まえ、山や農地などの緑を守り続けていく一方、市街地の緑については、適切な維持・管理や必要に応じた再整備を通じて質的な向上を図ります。そして、これらの取組を市民・事業者・行政が協働して進めることで、市民をはじめとする本市に関わるすべての人々がウェルビーイングを実感し、笑顔で交流・理解し、つながりあうまちを目指します。

本計画の「緑の将来像テーマ」を次のとおり設定します。

水と緑で笑顔がつながるまち がまごおり

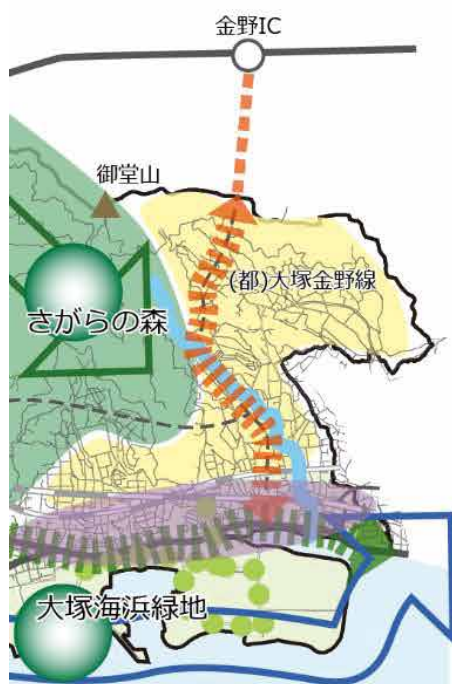


三河湾上空からみた蒲都市の姿

(2) 緑の将来像図

本市の目指すべき緑の将来像を、緑のまちを形成する山や農地の緑、三河湾沿岸や西田川、落合川の河川、緑化された主要道路からなる水と緑の軸、公園緑地や温泉地の緑の拠点から示します。





	山の緑	東西および北側を御堂山から五井山、遠望峰山、三ヶ根山に至る山地。環境保全に努めるとともに、レクリエーションの場として活用を図る。
	農地の緑	丘陵地に広がる果樹園などの農地。営農環境の向上や農地の保全を図る。
	市街地の緑	市街化区域。身近な公園緑地の整備や、公共施設や民有地の緑化により快適な生活環境の形成を図る。
	緑の拠点	レクリエーションや防災など様々な機能を有する公園緑地。市民が自然とふれあう場所として整備・充実を図る。
	産業と緑の調和推進エリア	広域交通の利便性を生かした国道 23 号バイパス IC 周辺エリア。産業用地としての土地利用と周辺環境との調和を図り、既存の自然環境（緑）の保全・維持に努める。
	公園整備重点エリア	都市公園等が不足するエリア。都市公園の重点的な整備を図る。
	観光交流創造エリア	観光・交流の中心となるエリア。観光地の魅力を高めるために緑化を推進する。
	緑の環境軸 (森林)	三河湾国定公園区域内の森林。樹林および生態系の保全を図る。
	水の環境軸 (海辺)	三河湾沿岸の水辺空間。三河湾に面した自然環境や景観、生態系の保全・保護を図る。
	緑の環境軸 (東西幹線道路)	国道 247 号バイパス沿道。公園緑地拠点をつなぐ幹線道路として、街路景観や沿道の農地景観の保全に努める。
	緑の環境軸 (南北幹線道路)	(都)本宿線、(都)竹谷柏原線、(都)大塚金野線。国道 23 号バイパスと市街地を結ぶ幹線道路として、街路景観および沿道の本市らしい農地景観の保全に努める。
	緑の環境軸 (主要道路)	市役所通などの主要道路。街路樹の適切な維持管理を図る。沿道の公共施設や民有地での緑づくりを促進する。
	水の環境軸 (河川)	西田川、落合川、拾石川などの河川。排水設備としての機能確保と自然環境、生態系の保全を図る。

2 基本方針と基本施策

本計画の将来像を実現するため、緑に関する課題を踏まえた 4 つの基本方針と各方針に沿った基本施策を設定し、体系的に緑のまちづくりを推進します。



基本方針 1 豊かな緑をまもり、次の世代へ継承します

五井山をはじめとする山地や丘陵地の果樹園、三河湾に面した海岸の緑や西田川、落合川、拾石川などの河川は、本市の緑の骨格を形成するとともに、多様な生物の生息・生育の場として重要な緑です。

樹林や農地、河川などの本市を特徴づける緑は、今後も生物多様性に配慮した保全・活用に努め、緑豊かな環境を次世代へ引き継ぐことを目指します。

基本施策 1-1 樹林の保全・活用



◆法的制度の活用

- ・山林は、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止などの多面的機能を有する重要な存在です。蒲郡市森林整備計画に基づき、森林環境譲与税を有効活用し森林整備を進めます。
- ・三河湾国定公園の指定区域では、良好な自然環境や景観の保全を図るため、自然公園法に基づく許可・届出制度の適切な運用に向けて県との連携を図ります。
- ・「蒲郡の名木 50 選」の樹木、良好な景観の形成を図る上で重要な樹木については、景観重要樹木の指定や維持管理に対する支援制度を検討します。



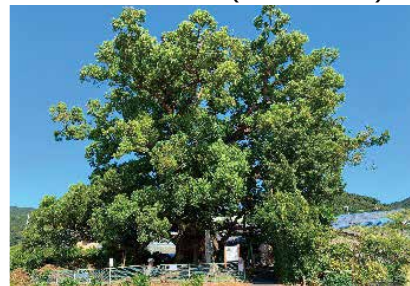
三河湾国定公園（遠望峰山）

◆保全活動の推進やレクリエーションの場としての活用

- ・農地と樹林が一体となった里山では、緑の大切さを伝え保全意識を高めるため、アサギマダラの飛来時期に合わせ、里山自然観察会を開催しています。市は、引き続き啓発活動を支援します。
- ・山地を、自然にふれあうことができるレクリエーションの場として活用するため、関係団体の協力を得ながら登山道の適切な維持管理に努めます。
- ・国指定の天然記念物である「清田の大クス」は、推定樹齢 1000 年の中部地方で最大のクスノキといわれています。かけがえのない財産であるクスノキを、市民や「清田の大クス愛好会」と協働で保全していくために、保存活用計画を策定します。



里山自然観察会(さがらの森)



清田の大クス

【森林環境税と森林環境譲与税】

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。

このような現状の下、平成 31（2019）年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」および「森林環境譲与税」が創設されました。

「森林環境譲与税」は、市町村による森林整備の財源として、令和元(2019)年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数および人口による客観的な基準で按分して譲与されており、間伐等の「森林の整備に関する施策」と、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされています。



市制 70 周年記念事業
がまごおり景観作品コンテスト
最優秀賞 受賞作品

「大きな清田の大クス」

蒲郡東部小学校 2 年
増田 楓葉 さん

基本施策 1-2 農地の保全・活用



◆ 営農環境の向上

- ・市街化調整区域の農地では、生産性の向上と魅力ある営農環境づくりに向け、土地改良事業を推進し、農業生産基盤の充実に努めます。
- ・「農業農村多面的機能支払事業」制度を活用し、農道や用排水路の維持管理や遊休農地の再生利用を推進し、担い手農家へ集中する作業負担を地域ぐるみで軽減していきます。
- ・有害鳥獣による農作物への被害が発生しており、被害防止策として広域的なワイヤーメッシュの設置、防御用施設購入費の一部補助を引き続き行っています。また、有害鳥獣捕獲において、高齢化に伴う捕獲従事者の減少が課題となる中で、捕獲従事者の負担軽減を図るため、ICT等の技術を積極的に導入していきます。



ほ場整備(西迫西地区)

◆ 環境に配慮した農業の推進

- ・農業生産と環境保全の調和を図るため、農薬低減を目的とした害虫防除に対する支援の充実に図ります。

◆ 食育や農業体験の推進

- ・地元農産物の学校給食への活用や、イベントでの地元農産物の販売を通じて、地元農産物の食育への活用や地産地消を推進することで流通経費や環境負荷の軽減を図ります。
- ・遊休農地では、草木が生い茂り周辺環境に悪影響が生じます。土地所有者に対し、体験農園や観光農園、市民農園としての利活用を働きかけ、農業とふれあえる観光・レクリエーションの推進を図ります。



月田市民農園

基本施策 1-3 水辺の保全・活用



◆海辺環境の保全・活用

- ・近年、本市の海岸において漂着物による被害が発生していることから、県が定めた「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、海岸漂着物対策を推進し、良好な景観、多様な生態系、公衆の衛生など海辺環境の保全に努めます。
- ・竹島園地や海陽町の海岸では、春と秋に官民協働で環境美化活動を実施し、ごみ散乱防止に引き続き取り組みます。
- ・年間を通じて多くの観光客が訪れる竹島園地や西浦園地では、「あいち森と緑づくり事業」制度を活用した市民参加による芝や松の管理を行い、海辺の良好な景観づくりに努めます。
- ・海辺の魅力を高めるために、SUP（サップ）などマリンスポーツに触れるイベントの開催や、海辺のレクリエーション活動に対して支援します。



環境美化活動



SUP（サップ）体験

◆河川などの良好な水辺環境の保全

- ・良好な水辺景観の維持や親水空間の確保のため、県と連携し、河川・水路沿いでの定期的な草刈を行い適切な維持管理に努めます。
- ・ため池は、農業用水の確保に留まらず、生物の生息・生育の場所や降雨時の雨水を一時的に貯留する洪水調節機能を有しています。本市では、ため池の水辺環境保全のため、地域住民や事業者と協働で定期的な草刈を実施します。
- ・河川の良好な水質保全を図るため、引き続き公共下水道整備事業を推進するとともに、合併処理浄化槽の普及・促進を支援します。



草刈の様子(拾石川)

基本方針 2 特色ある緑をつくり、まちの魅力を高めます

公園や緑地は、市民の憩いやレクリエーションの場となるほか、良好な生活環境の形成や、災害時の安全性の確保など、様々な役割を有しています。また、市街地の緑は、市民の生活に潤いと安らぎを与え、美しい都市景観を創出します。

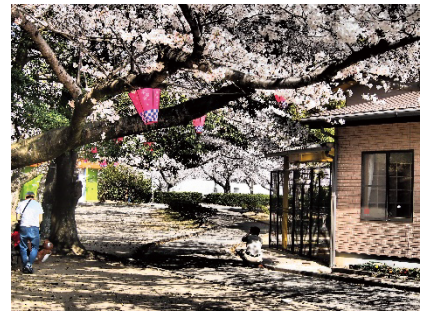
市街地の緑には多様な役割が期待されており、本市の豊かな自然や観光資源を活かした緑の創出と、さらなる魅力向上を目指します。

基本施策 2-1 多様なニーズに応える 公園づくり



◆公園緑地の魅力向上

- ・緑の拠点である中央公園では、桜の開花時期に行うライトアップ事業や、イベント会場としての活用により、利用者数増加や魅力を高める取組を推進します。その上で、多様化する市民ニーズに応えるため公園の再整備を検討します。
- ・蒲郡緑地は、臨海部に整備された緑の拠点です。近年、施設の老朽化や大木化した樹木の管理について、市民から多くの意見が寄せられています。今後、施設の在り方について、管理者である県と協議を進めます。
- ・蒲郡駅から竹島までの「東港地区」は、他のエリアを有機的に結ぶ重要な場所であり、魅力ある空間形成が求められています。本市は「東港地区まちづくりビジョン」を策定し、市民や訪れる人々にとって心地よい場所となるよう、自然や景観に配慮したまちづくりを進めます。



中央公園

◆地域の自然的・歴史的資源の活用

- ・「さがらの森」は、自然に触れあうことのできる身近な里山であり、キャンプやハイキングなどのレクリエーションの場として活用されています。自然観察会や環境学習の場として活用されるよう、市民活動団体などとの連携に努めます。

- ・「上ノ郷城跡」や「蒲形陣屋跡の土塁」は、戦国時代・江戸時代の歴史を今に伝える貴重な遺構です。風土と緑が調和した環境を保全するとともに、維持管理に関する取組の支援や魅力を高めるための方策を検討します。



上ノ郷城跡

◆公園の新規整備と再編

- ・蒲郡中部土地区画整理事業では、事業の進捗にあわせ、周辺の居住環境と調和した都市公園づくりを計画的に行います。
- ・都市公園の計画に際し、アンケート調査やワークショップを実施し、地域ニーズを反映した公園整備を行います。また、誰もが分け隔てなく、楽しさを共有することのできるインクルーシブデザイン遊具の導入や、周辺の自然環境を活かした公園整備を検討します。
- ・都市公園の不足する大塚地区、形原・西浦地区などでは、身近な公園の整備のため、公共施設再編により生じた用地での公園整備や無償借地公園制度の導入を検討し、蒲郡市立地適正化計画の居住誘導施策の視点から公園配置を計画します。
- ・児童遊園地などの一部の施設では、利用率低下や管理の担い手不足が問題となっています。今後は人口減少時代を見据え、必要に応じて設置数や施設の見直しを検討します。



水竹公園



公園ワークショップ

◆安全・安心な公園づくり

- ・都市公園は、震災など緊急時の安全を確保するための重要なオープンスペースとなります。災害に備え、地域の防災活動の一助となる多目的に利用可能な東屋および防災道具を収納するベンチの整備を検討します。
- ・遊具やベンチなどの公園施設について、市民から老朽化に対する意見が数多く寄せられています。本市では、公園施設長寿命化計画に基づき計画的に施設の補修・更新を行い、安全で安心して公園



収納ベンチ(新井形公園)

を利用できるように努めます。

- ・排水路、河川への流入量の低減を図ることを目的に、都市公園内では、保水性舗装や雨水貯留浸透施設の整備を検討します。

基本施策 2-2 公共施設での緑づくり



◆公共施設での緑づくり

- ・庁舎や学校、保育園などの公共施設では、既存の植栽の管理および育成に加え、駐車場や敷地外周の緑化に取り組むことで、地域の環境向上に努めます。
- ・公共施設敷地内の古木、大木については、倒木による事故を未然に防ぐため管理方法を検討していきます。

基本施策 2-3 民有地での緑づくり



◆市民による緑づくり

- ・蒲郡市なんでも出前講座や植樹祭の開催、緑化木の配布を通じて、緑化に対する意識醸成を図りつつ、民有地における緑化活動を推進します。



緑化木配布

◆法的制度を活用した緑づくり

- ・「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」に基づく緑化事業助成金交付制度により、駐車場の芝生化や居住敷地内の緑化を促進し、緑豊かな都市空間の形成を推進します。
- ・工場新設時には、工場立地法に基づく緑地面積率を踏まえた緑地整備を事業者に義務付け、工場周辺環境を保全するとともに、産業振興と環境保全が両立した緑化を推進します。



緑化事業助成金活用例

基本方針 3 緑地や水辺をつなぎ、水と緑のネットワークを形成します

市街地に面した河川や海岸の緑地・水辺は、自然とのふれあいの場や街並み景観の構成要素として機能しています。また、緑化された幹線道路は、人々の快適な歩行空間としての役割を果たしています。

山地や公園の緑を河川・海岸の水辺や道路でつなぐことにより、市民や観光客が緑とふれあいながら、快適に移動できるネットワークの形成を目指します。

基本施策 3-1 道路や河川による 水と緑のネットワーク形成



◆主要道路や河川での水と緑のネットワークづくり

- ・ 国道 23 号蒲郡バイパスの全線開通により市街地の交通量の増加が見込まれます。
（都）名豊線（一般国道 247 号中央バイパス）、（都）本宿線（オレンジロード）、
（都）竹谷柏原線、（都）大塚金野線では、道路種別および規格に準じて街路樹の植栽・維持を行い快適な道路空間を整備するとともに、その沿道では本市の良好な景観の保全を図ります。
- ・ 西田川や拾石川をはじめ市街地を流れる河川では、良好な水辺空間の維持に努めます。

◆快適な歩行空間の確保

- ・ （都）衣浦蒲郡線に植栽されているイチヨウは、まちの景観の向上に寄与しています。一方で、落ち葉の処理や枝が車両や歩行者の通行の支障となっています。街路樹の定期的な剪定を行い、適切な維持管理に努めます。また、その他の街路樹が植栽された道路についても同様の取組を行います。



街路樹剪定

基本施策 3-2 海辺をつなぐ緑づくり



◆(仮)臨海部緑地帯の形成

- ・竹島周辺から春日浦地区までの臨海部には、竹島ふ頭緑地、北浜公園、春日浦公園などの公園緑地が連続的に配置され、周辺住民が日常的に利用しています。一方で、浜町埋立地の工業区域に立地している蒲郡緑地は、市民が日常的に使うことは難しい状況にあります。今後、市民の公共の福祉の増進を図ることを目的として、蒲郡緑地の機能の一部を再編の上、臨海部への配置を検討します。また、海辺の良好な景観形成および沿岸部の住環境向上に向け、各施設を所管する関係機関と協議・検討します。

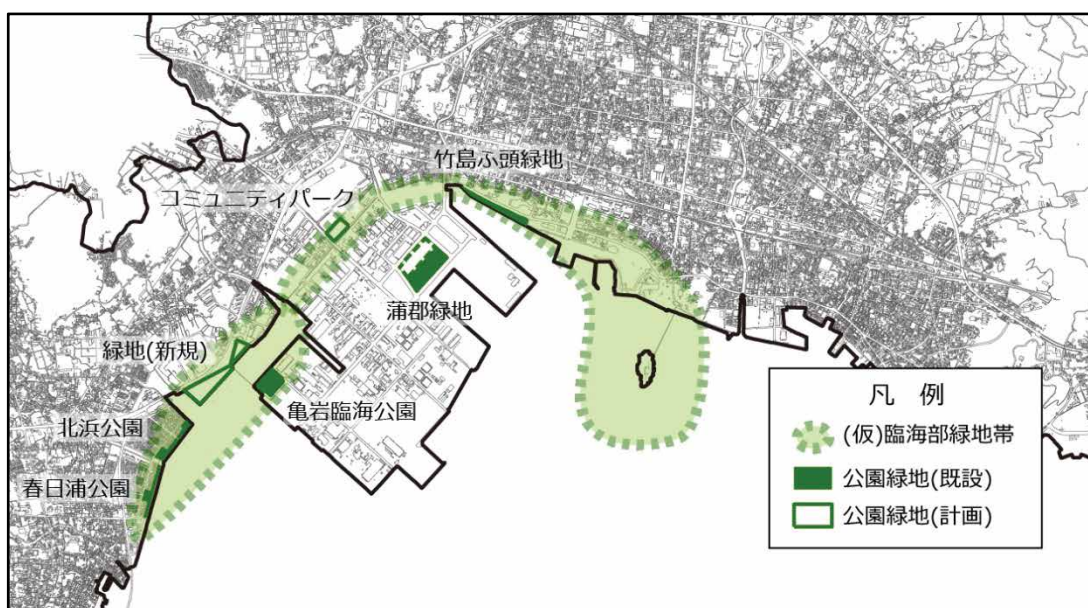


図 (仮) 臨海部緑地帯の位置

◆海辺の散策路づくり

- ・三河湾に面した海辺では、海と陸の景観を楽しみながら散策できる魅力的なエリアとなっています。遊歩道の適切な維持管理を行い保全に努めます。



松島遊歩道

基本方針 4 緑を守り育てる心をはぐくみ、協働のまちづくりに取り組みます

市民一人ひとりが緑への愛着を深め、豊かな緑を守り育てる様々な活動に主体的に取り組むことが必要です。

そのため、環境学習や自然体験活動、緑とふれあえるイベントの継続・充実を図ります。また、公園や街路樹の管理を、市民・事業者・行政が担う、協働のまちづくりを目指します。

基本施策 4-1 緑を愛する意識醸成



◆緑を守るボランティアの育成

- ・ボランティア活動への参加意欲の向上や参加者の裾野を広げるため、植樹祭や蒲郡市なんでも出前講座への参加・交流を通じて緑に対する意識醸成を図りつつ、活動に対して支援を行います。

◆緑の学び場づくり

- ・小学校では、自然体験学習や三河湾環境チャレンジを通じて、自然や緑の大切さを直に学ぶ活動を引き続き実施します。
- ・小学校や中学校では、農作物の栽培や花の育成を通じて、緑について学ぶ機会を設けていきます。
- ・さがらの森の里山自然観察会では、緑の専門家から自然に関して学び、参加者自ら自然について興味・関心をもってもらえるような取組を引き続き行います。



自然体験学習(三谷東小学校)

◆緑づくりに関する情報発信

- ・美化活動や自然観察会を通して、市民や事業者の緑づくり活動への関心を高めます。加えて、活動への参加を促進するため、ホームページや広報、SNSを活用して活動内容や支援制度に関する情報提供に努めます。
- ・「愛・道路パートナーシップ事業」は県、市および市民や企業の団体の3者が協力して行う県管理の道路の清掃活動です。県は道具の貸与・ボランティア保険の加入、市はゴミの回収・処理を支援します。これらの取組について自治会へ説明・呼びかけを行い、環境美化活動を推進します。

◆緑に関する意識の啓発

- ・さがらの森では、自然の緑や公園の緑に対する関心を高めるために、各団体が協働して森の文化祭を開催しています。また、都市公園において植樹祭を開催し、公園に対して愛着を持ってもらえるように取り組みます。引き続き、これらの緑に関する活動を支援・推進します。
- ・緑づくりに関する市民のボランティア活動や事業者の社会貢献活動、また各種イベントに参加する市民団体の情報について、ホームページや広報、SNSを活用して発信に努めます。
- ・市民の緑づくり活動を支援するため、ガーデニングや家庭菜園に関する講習会の開催や、蒲郡市なんでも出前講座の利活用を働きかけます。



森の文化祭 in さがらの森

基本施策 4-2 協働・連携による緑のまちづくり



◆協働・連携の仕組みづくり

- ・都市公園内の飲食店、売店など公園施設の設置・管理に関して、民間事業者を公募により選定する公募設置管理制度（Park-PFI）の導入を検討します。
- ・公園運営については、市民・事業者・行政の話し合いにより管理方法や利用ルールを決め、協働による運営を推進します。
- ・市街地の樹木・樹林の保全・美化活動については、道路の愛護活動やアダプトプログラムを通じて、市民や市民団体の保全活動を支援します。

◆緑づくりへの支援の充実

- ・道路や河川、公園において、地域住民などが自主的に行う緑づくり活動に対し、作業に必要な物品を提供し、活動を支援します。
- ・ボランティア団体や地域住民による林道や農道の維持管理活動に対して、継続的な活動が行われるよう、燃料費の補助や資材の提供を行います。



＜基本施策において対象とする緑＞

1-1 樹林の保全・活用

山林

1-2 農地の保全・活用

農地

1-3 水辺の保全・活用

河川 海岸の水辺

2-1 多様なニーズに応える公園づくり

緑地の拠点 都市公園(供用済) 都市公園(計画) 都市公園の不足する地区

2-2 公共施設での緑づくり

市全域

2-3 民有地での緑づくり

市全域

3-1 道路や河川による水と緑のネットワーク形成

主要道路 河川

3-2 海辺をつなぐ緑づくり

(仮)臨海部緑地帯 海岸の水辺

4-1 緑を愛する意識醸成

市全域

4-2 協働・連携による緑のまちづくり

市全域

図 基本施策位置図